

国官会第1730号
国地契第39号
国総建第212号
国総建整第207号
平成22年12月14日

別 紙 あて

国土交通省大臣官房長
国土交通省建設流通政策審議官

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面している中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところであるが、今般、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）において、建設業の資金調達の円滑化に係る支援を強化することとされたところである。

これを受け、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。

なお、本制度については、従来公共工事に係る工事請負代金債権をその対象としてきたところであるが、建設業の資金調達の円滑化を一層推進するため、社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を対象として追加することとし、別添のとおり、財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

記6中「民法上の公益法人」を「特例民法法人」に改める。

附則中「平成23年」を「平成24年」に改める。

附 則

1 この通達は、平成22年12月22日から適用する。

2 「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成14年12月18日付け国官会第1811号、国地契第59号、国総振第140号）の一部を次のように改正する。

記中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

記5中「民法上の公益法人」を「特例民法法人」に改める。

(別 紙)

大臣官房会計課長	大臣官房官庁営繕部長
自動車交通局長	港湾局長
航空局長	
海上保安庁次長	気象庁総務部長
運輸安全委員会事務局長	海難審判所長
国土技術政策総合研究所副所長	
沖縄総合事務局総務部長	北海道運輸局長
東北運輸局長	北陸信越運輸局長
関東運輸局長	中部運輸局長
近畿運輸局長	神戸運輸監理部長
中国運輸局長	四国運輸局長
九州運輸局長	
北海道開発局長	
東北地方整備局長	東北地方整備局副局長
関東地方整備局長	関東地方整備局副局長
北陸地方整備局長	北陸地方整備局次長
中部地方整備局長	中部地方整備局副局長
近畿地方整備局長	近畿地方整備局副局長
中国地方整備局長	中国地方整備局副局長
四国地方整備局長	四国地方整備局次長
九州地方整備局長	九州地方整備局副局長
東京航空局長	大阪航空局長
海上保安大学校長	海上保安学校長
第一管区海上保安本部長	第二管区海上保安本部長
第三管区海上保安本部長	第四管区海上保安本部長
第五管区海上保安本部長	第六管区海上保安本部長
第七管区海上保安本部長	第八管区海上保安本部長
第九管区海上保安本部長	第十管区海上保安本部長
第十一管区海上保安本部長	気象研究所長
気象衛星センター所長	札幌管区气象台長
仙台管区气象台長	東京管区气象台長
大阪管区气象台長	福岡管区气象台長
沖縄气象台長	